

運営指導における主な指摘事項

分類	指示事項	詳細	根拠
共通	サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書等を交付して説明を行い、サービスの提供を受けることにつき利用申込者の同意を得たことが書面によって確認できるように整備すること。	重要事項説明書等に利用者等の署名のないものが散見された。必ずサービス利用開始前に利用者等の署名を得ること。	
	ハラスメント防止措置について、方針の明確化等必要な措置を講じること。	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発していなかった。また、相談体制の整備ができていなかった。	
	複数の職種を兼務している職員について辞令等により兼務関係を明確にすること。	兼務関係が明確になっていないことがあった。兼務関係を明確にすること。	
	運営規程と重要事項説明書について、整合性を図り正しい表記をすること。	運営規程と重要事項説明書で違うことが書いてあった。正しい内容に直すこと。	
	事故及びヒヤリハットの記録について、収集に努めること。	事故及びヒヤリハットが起きた場合の記録様式が整備できていないことや、ヒヤリハットの記録が極端に少ないことがあった。発生した場合は、適宜記録に残すこと。	
居宅介護支援	指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 なお、代筆が必要な方がいる場合を想定して、代筆者が署名する欄を設けること。	本人の署名が難しい場合でも、代筆者名などの記載がないものが見受けられた。代筆の場合は、代筆者の名前や続柄などを記入していただくこと。	※ 4 第 2 3 条第 3 項
地域密着型通所介護、介護予防通所サービス、生活支援通所サービス 共通	介護予防（生活支援）通所サービス個別計画・地域密着型通所介護計画の作成者は管理者であることに留意すること。	【管理者が行うべき理由】 利用者のことを一番把握している職員（生活相談員等）や、ケアマネ資格のある者などが取りまとめ、プランを考えることが望ましいが、管理・作成は最終的に管理者が行うべきである。そのため、計画作成者は、管理者の名前でなければならない。また、利用者への説明や包括等への報告についても、必ず管理者が同席するのは難しいと思うが、管理者は必ず説明等が行われたことを把握しておかねばならず、生活相談員等に任せっぱなしではいけないため。管理者以外が説明等を行った場合は、管理者がその旨を確認したことを、計画や介護記録等に記載するなど、わかるようにしておくこと。	※ 1 第 4 1 条第 2 号 ※ 2 第 9 条 ※ 3 第 2 7 条第 1 項
	管理者は、計画の内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。		※ 1 第 4 1 条第 4 号 ※ 2 第 9 条 ※ 3 第 2 7 条第 3 項
介護予防通所サービス、生活支援通所サービス	管理者が、介護予防通所サービス個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。		※ 1 第 4 1 条第 9 号 ※ 2 第 9 条
	管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告すること。また、報告日を記録しておくこと。		※ 1 第 4 1 条第 1 0 号 ※ 2 第 9 条
	サービスを提供した際には、提供日や提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。		※ 1 第 1 7 条第 2 項 ※ 2 第 8 条
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	入居申込者の入居に際しては、利用開始前に主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をすること。	認知症である旨を確認したことがわかる書類がすぐに確認できるようにしておくこと。	※ 3 第 9 4 条第 2 項 ※ 5 第 7 4 条第 2 項
	日中は利用者 3 人に対して、常勤換算で 1 名の介護従業者を配置すること。		※ 3 第 9 0 条第 1 項 ※ 5 第 7 0 条第 1 項
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。 なお、代筆の場合は代筆者の氏名及び続柄を記載すること。		※ 3 第 9 8 条第 4 項 ※ 5 第 8 7 条第 4 号
介護予防支援	指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも 1 月に 1 回、聴取すること。	指定福祉用具貸与事業所を含む、サービス事業者に対して聴取を行うこと。ただし、聴取の方法については任意の方法でかまわない。	※ 6 第 3 0 条第 1 3 号
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。	必ずサービス提供前に書面により同意を得ること。	※ 3 第 1 1 9 条第 4 項

- ※ 1 安城市指定介護予防通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱
- ※ 2 安城市指定生活支援通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱
- ※ 3 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ※ 4 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- ※ 5 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- ※ 6 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準